

令和3年4月23日（金）

保護者の皆様

昭島市立富士見丘小学校長
稲垣達也

緊急事態宣言に係る対応について

平素より、本校の教育活動にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
緊急事態宣言が発出されることを受け、下記の通り、昭島市教育委員会より対応についての指示がありました。

児童の安全・安心を守るため、新型コロナウイルス感染症対策として、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

教育委員会の指示により、本校に該当する主な行事等（期間が5/11までの場合）

- 1 延期となる行事
6年生「社会科見学」、1～4年生「遠足」、6年生「日光移動教室」
「図書ボランティア活動」
- 2 開催方法を変更する行事
1年生「家庭訪問」（玄関の外とする）、「離任式」（オンラインとする）
- 3 予定通り実施する行事
その他の行事等は、下記の事項を厳守しながら実施する

記（教育委員会からの指示の内容）

- 1 学校運営について
感染防止対策を徹底しながら継続する。
- 2 学習活動について
緊急事態宣言期間中は、感染防止対策を講じてもお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わない。調理実習や全校及び異学年の児童が一堂に集まる活動は実施しない。
- 3 学校行事について
緊急事態宣言期間中は、児童が学年を超えて一堂に集まって行う行事、校外での活動、保護者が参集する活動は実施しない。
 - ・ 土曜授業は実施するが、保護者への公開は行わない。（本校は該当なし）
 - ・ 他校と連携した引き取り訓練等や、保護者が参集する取組は延期する。
 - ・ 離任式等を計画している場合は、全校や異学年の児童が一堂に集まるやり方をせず、放送や録画等で行うよう工夫する。
 - ・ 校外学習・社会科見学は、交通手段や行き先に関わらず実施しない。
 - ・ 保護者会は、一堂に集まらず、書面（文書）開催とする。
- 4 宿泊行事について
緊急事態宣言期間中は実施せず延期とし、年度内に実施できるようにする。
 - ・ 日光移動教室、中学校の修学旅行で5月中に出発を予定している学校は、延期する。5月以降の実施を予定している学校は、緊急事態宣言の状況を見て随時、実施可否の判断を行う。
- 5 部活動及びその他について
 - ・ 緊急事態宣言期間中は、全ての部活動は中止する。大会・コンクールへの参加、対外試合、合同練習等も実施しない。
 - ・ 放課後は速やかに帰宅し、感染症予防に努める。
 - ・ 家庭における感染症予防策を徹底し、不要不急の外出や都県境をまたぐ移動は自粛し、連休中はステイホームに努める。
 - ・ これらの取組については新型コロナウイルス感染状況等により変更もありうる。